

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)に
たると翌日は、そ
の翌日)

◇ 告 示 目 次

道路の区域の変更
土地区画整理組合の理事の氏名等

告 示

鳥取県告示第六百五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年十一月四日から二週間鳥取県土木部道路課において、一般の縦覧に供する。

昭和四十四年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の
種類
路線名
区
間
変更
前後
別
敷地の幅員
メートル
延
メートル

県道	路線名	区	間	変更前後別敷地の幅員メートル	延メートル
福成戸上 米子線	西伯郡西伯町大字福成字前河原北二二八八の一番地から	米子市車尾字村の上一八六の四番地先まで	変更前 三・五 五・〇	変更後 三・五 一・九・〇	八・一三三・〇 八・六四二・〇

鳥取県告示第六百五十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定に基づき、米子市三柳土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

野村 勇	米子市両三柳二六三八番地
多城 仲次郎	一六九六番地
高木 重美	四四六〇番地
笹野 数夫	米子市上後藤一九番地
口田 計春	米子市両三柳四六一番地
山田 昇	一一八四番地
長岡 憲	一一三六番地

芝田瀬永岡中富宮	岡崎川倉本村田川	要晴文積勅憲芳正	二二明藏也治雄吉
----------	----------	----------	----------

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

二六七八番地	二六八〇番地	一五三五番地	四六五一番地	一二三六番地四	一二二四番地八	二七〇八番地	五三八番地
--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	-------

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】